

## WIPO（世界知的所有権機関）における最近の動向について

令和 4 年 2 月 21 日  
文化庁著作権課**第 41 回著作権等常設委員会（SCCR）結果概要**1. 日程

令和 3 年 6 月 28 日（月）～7 月 1 日（木）

2. 概要

今次会合は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、第 40 回会合と同様に、対面参加の人数を大幅に絞ったハイブリッド形式で開催された。議題としては、これまでと同様に放送条約、権利の制限と例外、その他の議題についての議論が行われた。

3. 各論（1）放送条約

## ア. 経緯等

1998 年、デジタル化・ネットワーク化に対応した放送機関の権利保護に関する新たなルール（条約）の策定を目指して議題化され、2007 年以降は、一般総会のマンデート（伝統的な意味での放送機関の保護を定めること（ただし、コンテンツ自体は保護の適用対象外））にしたがって議論が行われている。重要事項に関する加盟国の合意を条件として 2020/2021 期間中の外交会議開催を目指す、との勧告が 2019 年の一般総会において採択されており、近年、重要事項とされる（i）保護対象、及び、（ii）与えられる権利に関する議論が中心に行われている。

## イ. 議論の概要

オンライン会議でテキスト交渉を行うことに難色を示した国が多かったため、今次会合では、第 40 回会合と同様に、テキスト交渉は行われず、条約実体面についての方向性や今後の議論の進め方等に関する各国による見解の表明のみが行われた。

条約の実体面について言及したものとして、保護対象として同時配信や異時配信にも適切な権利を与えるべきとする意見や、保護方法に柔軟性を与えるべきとする意見があった。我が国からは、早期妥結のためには各国に自由度を与えるよう条約に柔軟性を持たせることが有効ではないかと述べた。

また、今後の進め方について、議長を中心に少数国のみが参加する「フレンズオブチェア」という非公式会合において、テキスト交渉が再開されたときの議論の基礎となる新たな議長テキスト作成作業を行う予定であるとの説明がなされた。

（2）権利の制限と例外

## ア. 経緯等

著作権等の権利保護だけでなく、権利の制限と例外の措置についてもデジタル時代に対応した新たな国際的枠組みを構築すべきという途上国からの指摘を受け、2005 年以降、

議題化されている。現在、(i) 図書館とアーカイブのための制限例外と、(ii) 教育、研究機関等のための制限例外が議論対象となっている。両議題とも、既存の枠組みを超える新たな国際的枠組み（特に、法的拘束力のあるもの）は不要であり、むしろ各国の経験等の共有を中心に行うべきとする先進国と、新たな国際的枠組みの必要性を主張する途上国との間で対立する構造が続いている。

## イ. 議論の概要

今後の進め方についての議論が行われ、アジア太平洋グループより、COVID-19 が著作権及び制限例外の枠組みに与えた影響について、専門家や関係者のプレゼンテーションや意見交換を行う情報セッションの開催が提案された。その後、グループコーディネータを中心とした議場外での調整を経て、情報セッションの内容は制限例外に限定することなく包括的に取り扱うこととされた上で、次回 SCCR 会期中に情報セッションを開催することが決定された。

### (3) その他の議題について

#### ア. デジタル環境に関連する著作権の分析

デジタル環境において著作者や実演家の正当な利益配分を著作権制度の中でどのように実現するかという点に関し、現在は、WIPO 事務局によって音楽分野に絞った調査研究が行われているところ。今次会合では、調査研究を担当した5グループの専門家から調査報告が行われた（会議資料<sup>1</sup> SCCR/41/2-4, 6-7）。中南米諸国からは、本議題を常設議題化すべきとの意見も示されたが、次回も引き続きその他の議題として議論されることとなった。

#### イ. 追及権

追及権に関する調査を行うタスクフォースから、第40回会合において、我が国から調査提案を行った、追及権の対象となる取引や補足の問題、分配の透明性の確保や権利者不明時の問題等について、調査報告が行われた（会議資料 SCCR/41/9）。これを受けて、我が国からは、調査のさらなる進展への期待表明と調査範囲拡大の再要望を行った。

#### ウ. 舞台演出家(theater director)の権利保護

舞台演出家の権利保護の現状について調査が行われているところ、調査研究を担当した専門家から、舞台演出家の保護については、各国の法制度上の保護方法や職能団体・CMOの有無によって状況が大きく異なっていること、WPPT や北京条約等においても舞台演出家の保護については規定が設けられていないこと等が説明された（会議資料 SCCR/41/5）。

#### エ. 公共貸与権の調査

第40回会合において、シエラレオネ、マラウイ、パナマを共同提案国として提案されたものであり、提案趣旨は以下のとおり。

- ・各加盟国（特に途上国）が公共貸与権について学ぶ機会を提供したい。
- ・条約策定や常設議題化を目指すものではない。

<sup>1</sup> SCCR 会合の各会議資料は、WIPO ウェブサイト上で公開されている。  
[https://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting\\_id=63929](https://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=63929)

・調査は独立プロジェクトとしてWIPO事務局によって行われる。

今次会合では、共同提案国から、改めて提案趣旨の説明が行われたが、採択には至らず、次回会合で再度議論されることとなった。

#### 4. 今後の予定

次回SCCRは、令和4年5月9日（月）～5月13日（金）に開催予定。

### **第62回WIPO加盟国総会結果概要**

#### 1. 日程

令和3年10月4日（月）～10月8日（金）

#### 2. 経緯等

WIPO加盟国総会は、WIPO全体に関わる事項についての最高意思決定機関である。今次総会は、感染症対策のため、対面形式参加とオンライン形式参加を併用して開催され、SCCRからの報告、マラケシュ条約及び北京条約に関する加盟国会合等が行われた。

#### 3. 結果概要（著作権関連の議題のみ）

##### （1）SCCRの報告について

SCCRの活動について事務局からの報告があり、その後、各国からステートメントの発出が行われた。放送条約については、我が国を含む多数の国々が議論を進展させることの重要性を指摘した。また、放送条約について、フレンズオブチェアで議論を進めることについての言及もあり、透明性や包括性が重要という指摘があった。SCCRの報告については、異論なく承認された。

##### （2）マラケシュ条約について

マラケシュ条約の加盟状況（報告書作成時点で79カ国・地域加盟）等に関する報告が事務局からなされ、我が国からは、2019年に同条約が国内で発効してから実際に他国との間で利用しやすい形式の複製物が輸出入された事例が現れてきている旨、及び、マラケシュ条約のさらなる加盟国増加を期待する旨の発言を行った。

##### （3）北京条約について

北京条約の加盟状況（報告書作成時点で42カ国）や北京条約を促進するための会合の開催（計10回開催）等に関する報告が事務局からなされた。我が国からは、加盟国拡大に向けた関係者のこれまでの努力に謝意を示すとともに、さらなる加盟国増加を期待する旨の発言を行った。

#### 4. 今後の予定

次回総会は、令和4年7月15日（金）～7月22日（金）に開催予定。